

国立大学法人法の一部を改正する法律案要綱

第一 指定国立大学法人制度の創設

一 指定国立大学法人の指定

文部科学大臣は、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を、その申請により、指定国立大学法人として指定することができるものとし、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴かなければならないものとするとともに、当該指定をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならぬものとする。

（第三十四条の四関係）

二 研究成果を活用する事業者への出資

指定国立大学法人は、当該指定国立大学法人における研究の成果を活用する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、文部科学大臣の認可を受けて、出資を行うことができるものとする。

（第三十四条の五関係）

三 中期目標に関する特例

文部科学大臣は、指定国立大学法人の中期目標を定め、又はこれを変更するに当たっては、世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大学の業務運営の状況を踏まえなければならないものとする。

(第三十四条の六関係)

四 余裕金の運用の認定の特例

指定国立大学法人は、第二の二の認定を受けることなく第二の二に規定する運用を行うことができるものとする。

(第三十四条の七関係)

五 役職員の報酬、給与等の特例等

指定国立大学法人の役職員の報酬、給与等の支給の基準に関する特例を設けるため、所要の読替えを定めるとともに、指定国立大学法人の専ら教育研究に従事する職員の給与その他の処遇については、当該職員が行う教育研究の内容及び成果についての国際的評価を勘案して行うものとする。

(第三十四条の八関係)

六 評価委員会の委員への外国人の任命

文部科学大臣は、大学の運営に関して高い識見を有する外国人を評価委員会の委員に任命することが

できるものとするとともに、外国人である評価委員会の委員は、評価委員会の会務を総理し、評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならないものとする。

(第九条第三項及び第四項関係)

第二 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の資産の有効活用を図るための措置

一 土地等の貸付け

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該国立大学法人等の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、当該国立大学法人等の所有に属する土地等であつて、当該業務のために現に使用されておらず、かつ、当面これらのために使用されることが予定されていないものを貸し付けることができるものとする。

(第三十四条の二関係)

二 余裕金の運用の認定

国立大学法人等のうち文部科学大臣の認定を受けたものは、次の方法により、当該国立大学法人等が受けた寄附金を原資とする部分であることその他の文部科学省令で定める要件に該当する余裕金の運用

を行うことができるものとする。

1 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に規定する有価証券であつて政令で定めるもの（株式を除く。）の売買

2 預金又は貯金（文部科学大臣が相当と認めて指定したものに限り。）

3 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託
（第三十四条の三関係）

第三 その他

一 財務大臣との協議

文部科学大臣が第一の二若しくは第二の一の認可又は第二の二の2の指定をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならないものとする。

（第三十六条関係）

二 罰則

第二の二に違反して業務上の余裕金を運用したときの罰則を定めること。

（第四十条関係）

第四 附則

一 この法律は、平成二十九年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の六並びに第四の二及び三は、平成二十八年十月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 指定国立大学法人の指定を受けようとする国立大学法人は、この法律の施行前においても、指定の申請をすることができるとともに、文部科学大臣は、当該申請があつた場合には、この法律の施行前においても、指定することができるものとし、この場合において、当該指定は、この法律の施行の日にその効力を生じるものとする。

(附則第二条関係)

三 第四の二のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとする。

(附則第三条関係)